

資料	項目	該当箇所	質問	回答
実施要領 3頁	11 選定	(1) 提案説明等	実施要領には『出席者は2人まで』と記載されておりますが、質疑応答に対してより迅速かつ正確、専門的な回答をさせていただくため、出席人数を4人に変更することは可能でしょうか。具体的には、弊社から2人（責任者・担当者）、メーカーから2人の計4人での出席を希望しております。ご検討のほど、何卒よろしく願いたします。	出席人数は原則「2人まで」としておりますが、人数変更を希望される場合は、「参加申込書（様式第1号）」の備考欄に希望する出席人数とその理由を明記して提出いただいた上で、宮崎県教育委員会が認めた場合についてのみ、出席を認めますこととします。なお、事前申請なく当日会場へ来られた場合、入室をお断りすることがありますので、必ず提出期限までにお申し込みください。
仕様書 2頁	第2章 第1節 第1項 構築環境	3.多要素認証は教育委員会指定の認証基盤側ポリシーにより実現し、端末へのクライアント証明書インストールは行わない。	指定の認証基盤側ポリシーをご教授ください。また、本項で求める多要素認証の要件をご教授下さい。	本県では、教職員が校務用パソコンを用いて県の統合基盤を経由し、校務支援システムへ接続する際、未承認端末の接続や不正アクセスによる児童生徒の個人情報漏洩を防ぐよう設計されています。また、校務用パソコンを使用する際には、特定の（指定された）ユーザーID（アカウント）でのみサインイン（ログイン）を許可し、それ以外のIDでのログインを禁止しています。多要素認証に関する具体的な内容につきましては、契約締結後の設計開発フェーズにおいて、受注者と協議のうえ決定します。また、多要素認証の具体的な要件については、契約締結後の設計開発フェーズにおいて、受注者と協議のうえ決定します。
仕様書 2頁	第2章 第1節 第1項 構築環境	4.教職員情報は、発令・異動・退職などの人事情報を適宜反映できること。	人事情報はどのような方式で真実よりご提供頂けるのかご教授ください。	県教育委員会が管理する人事システム等から出力するExcelファイル、またはCSVファイル（Shift-JIS、UTF-8等）の提供を基本とします。提供の頻度は、年次の定期人事異動時（4月当初）を想定しています。具体的なデータレイアウト、連携用フォルダー（セキュアなファイル転送環境等）の仕様については、契約締結後の設計開発フェーズにおいて、受注者と協議のうえ決定します。
仕様書 2頁	第2章 第1節 第2項 その他前提条件	4.県立高校間でのデータ連携・運用統制を考慮し、自治体指定の認証基盤との連携を有する製品であること。	自治体指定の認証基盤をご教授ください。例：EntraID、GoogleWorkspaceなど	Google Workspace を基本としますが、具体的な内容につきましては、契約締結後の設計開発フェーズにおいて、受注者と協議のうえ決定します。
仕様書 2頁	第2章 第1節 第2項 その他前提条件	5.国の制度改正や法令改定によりシステム改修が必要となる場合は、追加コストを発生させることなく速やかに対応すること。本調達範囲において追加費用が発生し得る例外事項がある場合は、事前に明示すること。	本調達における次期システムは、数年利用すると思われませんが、この期間に恐らく学習指導要領が改訂されるのではないかと考えられます。特に通信制高校は旧カリキュラムやその前の旧カリキュラムの学習指導要領毎に教育課程ごとの教科・科目（開設科目含む）講座を作成するなど対応が必要になる認識と捉えておりますが、そのような認識で問題ないでしょうか。	その認識のとおりです。本項が求める無償対応の対象期間は、システム構築期間（本調達範囲）のみならず、本システムを運用する全期間（次年度以降の保守・運用フェーズを含む）を通じて適用されるものとします。
仕様書 3頁	第3章 第1節 システム構築業務	12.システム利用に伴うセキュリティ対策を設計し、教育委員会指定の認証基盤側ポリシーとクラウド基盤のセキュリティルールを統合して運用すること。	教育委員会指定の認証基盤側ポリシーをご教授ください。	本県では、教職員が校務用パソコンを用いて県の統合基盤を経由し、校務支援システムへ接続する際、未承認端末の接続や不正アクセスによる児童生徒の個人情報漏洩を防ぐよう設計されています。また、校務用パソコンを使用する際には、特定の（指定された）ユーザーID（アカウント）でのみサインイン（ログイン）を許可し、それ以外のIDでのログインを禁止しています。
仕様書 5頁	第3章 第2節 第6項 留意事項	教職員のアカウントの名簿情報は、ユーザー識別キー（職員番号等）を教育委員会指定の認証基盤側の属性情報等と連携し、重複排除および名寄せ処理を実施すること。	教育委員会指定の認証基盤の管理項目をご教授ください。	職員番号等を一意のキー（ユーザー識別キー）として名寄せ・重複排除、および異動に伴う所属の更新処理を行うことを想定しています。具体的な内容につきましては、契約締結後の設計開発フェーズにおいて、受注者と協議のうえ決定します。
仕様書 11頁	第4章 第3節 第2項 SaaS サービス提供事業者に求める要件	C)定期的な外部監査（SOC2 Type II 等）の実施または計画していること。	サービスを提供する基盤で外部監査を実施していますが、要件を満たすでしょうか。	ご記載の内容で、要件としては満たされるものと判断します。本システムを稼働させるパブリッククラウド基盤（AWS、Microsoft Azure、Google Cloud Platform、国内データセンター等）が、第三者機関による信頼性認定や外部監査（SOC2 Type II、ISO/IEC 27017、ISMAP等）を取得していれば、インフラ部分のセキュリティ・統制要件は満たされているものとみなします。
仕様書 13頁	第4章 第3節 第5項 セキュリティ要件	5.システムへのアクセス通信は TLS1.2 以上で暗号化され、多要素認証を強制したログイン認証の構築ができること。	多要素認証は校務支援システムにログインする際の認証になりますでしょうか。また、IdPによるSAML2.0認証が構築できれば良いでしょうか。	ご認識の通り、IdP（Microsoft Entra ID）によるSAML 2.0認証（またはOIDC等）を構築していただくことで本要件を満たします。校務支援システムへアクセスを試みた教職員は、教育委員会指定のIdPにリダイレクトされ、そこで多要素認証を含む認証ポリシーをクリアした後、校務支援システム側へ認可される（シングルサインオンでログインできる）構成を求めています。したがって、提案システムがSAML 2.0に準拠したサービスプロバイダー（SP）として動作し、IdPからの認証情報・属性連携を問題なく受け入れられる機能を有していることを明記してください。
仕様書 13頁	第4章 第3節 第5項 セキュリティ要件	6.SaaS 事業者及びシステム利用者は、県教育委員会が定めるセキュリティポリシーおよび個人情報保護方針に従ったシステム管理・運用ができること	県教育委員会が定めるセキュリティポリシーおよび個人情報保護方針をご教授ください。	県のセキュリティ基準の根底となる「宮崎県教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改定）」および「個人情報保護方針」には非公開となっているため、参加資格を満たした（参加表明を行った）事業者へ個別開示（機密保持誓約書等の提出後）とします。基本的には、文部科学省が公表している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の最新版に準じたものとなっております。
仕様書 14頁	第4章 第3節 第7項 データ連携要件	2.提案する保護者連携システムと校務支援システム間で、名簿・出欠・通知表データを双方向で連携できること。	連携は、以下を想定しておりますが宜しいでしょうか。 名簿データは校務支援システムから保護者連携システム 出欠データは保護者連携システムから校務支援システム 通知表データは校務から保護者連携システム	ご記載のとおりで、問題ありません。
仕様書 14頁	第4章 第3節 第7項 データ連携要件	3.家庭環境調査票をデジタル化し、保護者連携システム経由で配信・入力・回収・保存を行えること。提出データは校務支援システム内に安全に格納し、担当教員権限で参照可能とするほか、教育委員会レベルで統計・集計が行える仕組みを有すること。	提出データは保護者連携システムに安全に格納されます。校務支援システムへの格納機能はなくても良いでしょうか。	ご記載のとおりで、問題ありません。
仕様書 14頁	第4章 第3節 第7項 データ連携要件	5.すべてのデータ連携は、教育委員会指定の認証基盤アカウントによる認証・認可制御のもとで行い、外部システムとの API 連携時には、アクセストークンまたは署名付き証明書を利用して認証を行うこと。また、連携ログを保持し、教育委員会の求めに応じて連携履歴を提出できること。	保護者連携システムと校務支援システムはVPN接続（文科省ガイドライン準拠）により外部からのアクセスは不可となり、安全にデータ連携が可能のためアクセストークンまたは署名付き証明書の認証は不要で良いでしょうか。また、連携方式はAPIではなくファイル連携でも良いでしょうか。保護者連携システムおよび感染症情報システム以外で連携するシステムの想定はありますでしょうか。	ご記載のとおりで、問題ありません。また、保護者連絡システムの連携については、契約締結後の設計開発フェーズにおいて、受注者と協議のうえ決定します。